

# 保育現場における著作権認識の現在

## —保育者は著作権を理解しているか—

土 橋 久美子

### I. はじめに

他人が人のものを勝手に使用してはいけない。

著作権は「世界人権宣言」「国際人権条約」に規定された人権であり、日本においては法律によって守られている権利である。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で東京オリンピックは延期され、新たな生活様式が求められている2020年、インターネットを介してのテレワークやオンライン授業など、これまで以上にインターネットが重要なインフラとなっている。インターネットは様々な情報を簡単に集めることが出来て便利であるが、著作権侵害をしている不法なものも溢れているため、利用者の判断力が肝要である。

かつて著作権は作曲家や脚本家などその道のプロが持つものと考えられていたが、子どもが描いた絵や友達に宛てた手紙にも著作権は発生しており、一般人であっても知っておくべき権利である。著作権については、関する書籍も多く出版され、岡本（2002）は、「一部のプロ」だけでなく「すべての人々」にとって、著作権についての一定の知識を持つこと、適切な契約ができること、プロテクション技術等を活用できること、訴訟ができることの必要性を述べている。<sup>1)</sup>

権利を認め、守る著作権法の中で、教育に関しては「例外」がある。

「学校その他の教育機関においては、公表された著作物を複製することができる」<sup>2)</sup> (第35条)。この条文故に教育・保育現場においては「教育に係っているから」「子どものためだから」と著作物を自由に使用している場面が見られるが、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない」<sup>2)</sup> (第35条) という部分まで理解しているのだろうか。

今回の研究では、教育・保育現場を目指す学生と保育現場で働く保育者を対象とし、著作権に関する意識調査、理解度について比較研究、検証すると共に、今後の保育現場における著作権認識のあり方について検討する。

## II. 著作権に関する意識調査の分析

### 1. 調査対象

- ①教員・保育者養成校（S・O・T大学）に通っている教育・保育現場を目指す学生、3年生50名、2年生60名、1年生24名の計134名。
- ②T県内の公立保育所に勤めている保育者、20代56名、30代59名、40代50名、50代49名、60代2名の計216名。

### 2. 方法

著作権に関してのアンケート調査を2017年1月～12月で行い、分析を行う。アンケート内容は以下の通りである。

問1：「著作権」という言葉を知っていますか？

- ア. 知っている      イ. 聞いたことはあるが詳しい内容は知らない  
ウ. 全く知らない

問2：「著作権」について、今まで学校教育の授業などで学ぶ機会がありましたか？

- ア. あった                      イ. なかった

問3：問2で「ア. あった」と答えた方のみお答えください。

いつ頃、何の授業で学びましたか？

- ア. 小学生の頃    イ. 中学生の頃    ウ. 高校生の頃  
エ. 大学生の頃    オ. いつ頃か忘れたがどこかで学んだ気がする

問4：今までの生活の中で、「著作権」を意識したことはありますか？

- ア. あった                      イ. ない

問5：問4で「ア. あった」と答えた方のみお答えください。どのような時に意識しましたか？具体的にお書きください。

問6：著作物と聞いて、イメージするのはどれですか？

1番にイメージするものに◎、2番目にイメージするものに○、3番目にイメージするものに△をつけてください。

- ア. 小説・脚本・講演など    イ. 音楽（作詞・作曲）    ウ. 舞踊（振付）  
エ. 美術    オ. 建築    カ. 地図・図形    キ. 映画（＝動画）  
ク. 写真    ケ. プログラム（コンピューター）

問7：以下の内容で知っているものに○をつけてください。

- ア. 子どもが描いた絵（いわゆる落書き）も著作物である。  
イ. 保育現場での絵本の読み聞かせは、著作権侵害に当たらない。  
ウ. 保護者のボランティアサークルでの絵本読み聞かせ会の時に、絵本が小さいからと勝手に拡大コピーして、読み聞かせをしてはいけない。  
エ. 運動会などの行事の際に、人気キャラクターを用いて掲示したポスターを行事が終わった後もそのまま張り出しておいてはいけない。

### 3. 分析と考察

#### 1) 著作権の認知度について

まず「著作権」という言葉を知っているかという問いに対し、学生に行った調査では「知っている」が9割を超えていた。これは、オリンピックのエンブレム問題が耳目を集め、パクリという表現で著作権についてテレビのワイドショーが報じたことも影響していると思われる。ところが、保育者に調査（同年）を行った結果は7割弱であった。また「詳しい内容は知らない」と答えた保育者がどの年代においても3割弱ほど見られた。著作権については、昨今様々な場面で採り上げられていることもあり、認知度は高いと予想されたが、この年の調査では保育者の著作権に対する関心の低さが表れた（図1参照）。

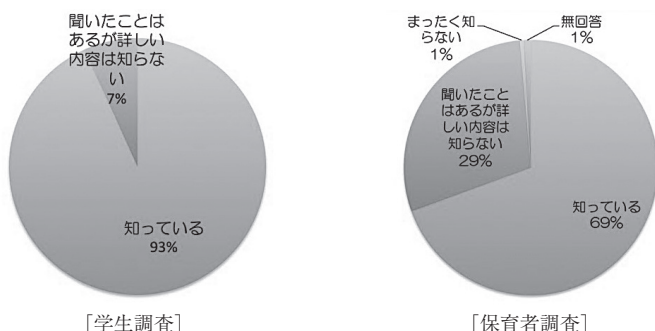


図1 著作権という言葉を知っているか

次に、今までの学校教育の授業で「著作権」について学ぶことはあったか、という問いに対しては、これまでに学ぶ機会があった学生が全体の87%にのぼり、特に中・高校での情報、社会の授業における学びが多かった。IT機器の普及に伴い、使用方法等の学びを学校教育で進めていることも認知度が高かった要因であろう。(学ぶ機会がなかったは13%であった) その一方、保育者への調査では、「学ぶ機会があった」は27%、「学ぶ機会がなかった」が73%という結果になり、学生の調査結果とは真逆の結果となった。年代別に見ると、20代の保育者は7割方学ぶ機会があったが、30代以降の年代では、学ぶ機会があった保育者は2割にも満たなかった。これは、近年著作権に敏感になってきた社会の影響が大きく、著作権について教育の現場が取り上げるようになったといえるのではないだろうか。20代の保育者は、近年IT社会化してきたこともあり、小・中・高校・大学と情報や社会の授業などで著作権に関して学んでいるといえる。

著作権への意識の問いでは、意識したことがある学生が78%と、具体的に「レポートの作成時」「音楽をダウンロードする時」「SNSに投稿する時」など日々の生活の中で意識することが多いようであった。しかし、意識はするがどこが著作権法に抵触するかは、深く考えずやり過ごしている

学生が多いように感じられた。保育者対象の調査では、「意識したことがある」が50%、「意識したことがない」が48%であった。具体的に「行事の時の音楽をダウンロードする時」「保護者向けのお便りを作成する時」「ホームページなどに園の写真などを投稿する時」など保育現場の中で意識することが多いようだった。自由記述をみると、「これはどうなのだろう」と感じてはいるものの、著作権に関して明確に判断できないと戸惑っている様子も見受けられた（図2参照）。

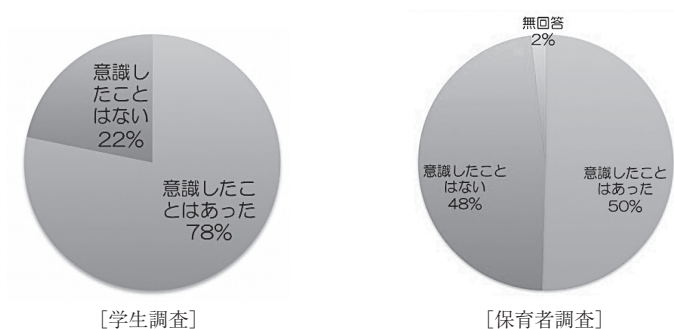


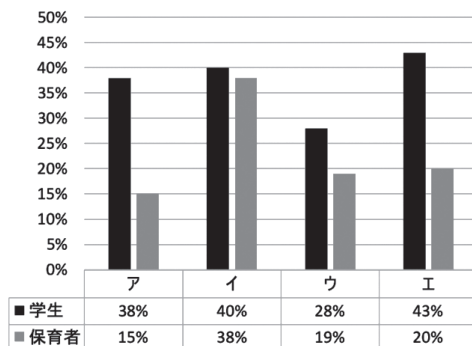
図2 今までの生活の中で著作権を意識したことはあるか

## 2) 保育現場における認識度について

保育者が保育現場の著作権についてどの程度理解しているのか、具体的な場面で一番理解されていたと思われたのは、「保育現場での絵本の読み聞かせは著作権侵害に当たらない」であった。この場面の理解度についてある程度予測できたことだったが、あらためて感じたことは全体の38%という理解度の低さであった。次に保育者が理解している度合いが高かったのは「運動会などの行事の際に人気キャラクターを用いて掲示したポスターを行事後もそのまま張り出しておいてはいけない」全体の20%。ついで「保護者のボランティアサークルでの絵本読み聞かせ会の時に、絵本が小さい

からと勝手に拡大コピーして読み聞かせをしてはいけない」が全体の19%であった。この結果から、保育現場において行われていることが著作権と結びついているという認識の率が少ないことを明示することができた。

図3は、学生の理解と保育者の理解を比較したものである。全ての項目で学生の理解度が高いことがわかる。これはIT機器の普及に伴い、近年の学生の方が、使用方法等に関して学ぶ機会が多いということから、著作権に対する意識の高さが感じられる。



- ア. 子どもが描いた絵（いわゆる落書き）も著作物である。
- イ. 保育現場での絵本の読み聞かせは、著作権侵害に当たらない。
- ウ. 保護者のボランティアサークルが絵本読み聞かせ会を開く際、絵本が小さいからと勝手に拡大コピーなどして、見やすくしてはいけない。
- エ. 運動会などの行事の際、人気キャラクターを用いて掲示したポスターを行事が終わった後も、そのままにしておいてはいけない。

図3 保育場面における著作権理解度の比較

### Ⅲ. 保育現場における著作権認識について

前述において、保育者と教育・保育現場を目指す学生の著作権に関しての意識調査を比較、考察を行った。その結果、保育現場の保育者と、養成

校で教育・保育を学んでいる学生との間には、著作権への意識、理解度に違いが見られ、保育現場で行われている活動などが著作権と結びついているという認識が現場の保育者に薄いことが明らかになった。

岡本（2002）は、「〇〇法の第〇〇条に違反する」という「知識」よりも、人権侵害が起こりそうな時に「それはおかしい」と自然に思える「感覚」のほうがはるかに重要であると述べている。<sup>3)</sup>「それはおかしい」という感覚をどのように培っていくのか、これこそが今日的課題ではないだろうか。

そこで次に、保育現場で子どもと関わる保育者が、著作権について人権としての感覚を意識しているかどうか等、保育の中の著作権についてのどのようなことを感じているのかを検証し、保育現場における著作権の扱い方について検討を行っていく。

## 1. 研究方法

都内公立保育所に勤めている保育者13名にインタビュー（2019年12月）し、分析を行う。質問項目は、「著作権」と保育現場とのつながりについてどのように感じているのかということがわかるように、以下の項目を訊ねることとした。

- 問1：「著作権」という言葉を知っているのか。  
問2：「著作権」と聞いてイメージするものは何か。  
問3：保育の中において「著作権」というものを意識したことがあるか。  
問4：子どもが描いたものも著作物として意識したことがあるか。

インタビューは、1グループ3名～5名で3グループに分けて行う。保育所という環境から午睡の時間を使い、1グループ15分～20分間、順番にインタビューを行うこととする。

## 2. 結果と考察

### 1) 「著作権」の認知度について

インタビューを行った保育者全員「知っている」と答えている。「著作権」をイメージするものとして、作詞・作曲やテレビ番組、そして東京オリンピックのエンブレム問題など、近年採り上げられている著作権侵害ニュースの話題が数々挙がった。

インタビューしている中で、日々の生活の中で著作権に対する認知度は高い事が伺われ、著作権侵害にまつわるニュースなどにも関心があると感じられた。前述の保育者対象のアンケート調査結果においても、著作権と聞いてイメージするものとして、音楽（作詞・作曲）が一番に挙げられている（図4参照）。

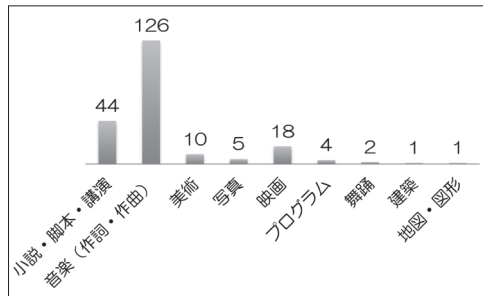


図4 著作物と聞いてイメージするもの

### 2) 保育における「著作権」の意識について

これまでの保育の中で、「著作権」を意識したことはあるか、という問いに対し、様々な回答が挙げられ、保育現場において著作権を意識した出来事の多さが明示された。以下、回答の一部を記す。



**【回答1】**

『おたまじゃくしの101ちゃん』（作・絵：かこさとし／出版社：偕成社）という絵本を題材に、オペレッタを先生が作った。その際、オペレッタ化していいかと出版社に連絡をしていた。その先生は著作権を意識している先生で、園だよりに載せる文章でも、私が「好きに文書を直してください」と言うと、「これはあなたが書いた著作物だから勝手には直せないわよ」と話すことが多かった。12、3年前の話だが、著作権について強く意識した出来事だった。

この回答をした保育者Aは、これまでの保育の中で著作権を意識したことが3回あると述べている。他にも以下のような回答があった。

**【回答2】**

「離乳食マニュアル」を作る際に、任期付短時間勤務職員の方が、たまたま絵本作家で、かわいいイラストを書いてくださった。自分が他の保育所に移動になった時に、このイラストを使いたいと申し出たところ、「私の著作物は自由に使ってください」と許可していただき、移動先の保育所でも使用することができた。

この保育者Aは、保育現場に著作権を意識している人がいたことで、自分自身が著作権に対して強く意識することになったようだ。その経験から、回答2にあるように、著作者の権利を第一に考え、著作者に許諾を得る行動を起している。

他にも、行事における保護者への案内状を作成する上で、著作権に引かかるのではと心配になり、発行元に問い合わせをしたという回答もあった。以下に示す。

**【回答3】**

年長組がお遊戯会で発表をする案内を作る際、絵本を話題にしていたので、その絵をプリントして作ろうということになった。その時に、やはり（著作権に）引かかるのではないかとということで出版社に訊いたところ、「絵のところに作者名を記せば大丈夫です」と言われ、案内の表紙に使ったことがあった。

前述の保育者対象のアンケート調査では、今までの生活の中での著作権の意識に関して「意識したことがある」が50%、「意識したことがない」が48%であった。今回、保育現場での著作権を意識する場面を現場の声として実際に聞くことで、著作権についての疑問点や不明点などを感じていることや、著作権を難しいものと捉えている雰囲気を感じることができた。

また、保育者Bからは、保育現場での著作物の使用について、以下のような回答があった。

**【回答4】**

これを使って儲けるとか、お金が絡んでくるのはいけないかなと思うが、儲けるわけではないので、(著作物の使用を)凄くゆるやかにしか考えてなかった。

保育者Bの「凄くゆるやかにしか考えてなかった」という答えは、お金儲けではなく、子どもに還元するために、保育のため、教育のためにしている行為なのだから許されているのだ、という感覚を感じとることが出来る。この感覚は、保育者Bだけの感覚だけではない。保育、教育に携わるものが多く持っている感覚なのではないかと感じている。この感覚が果たして、「よし」とされるのか、そこも議論をしていきたいところである。

### 3) 子どもの著作物取り扱いについて

田中(2016)は、教育・保育現場における子どもの著作物の取り扱いについて、「教育・保育課程は「絵を描く」「物を作る」ことを前提としているが、一方で、そこで形成されている子どもたちの著作権は現場から直視されず、軽視され続けている」<sup>4)</sup>と子どもの作品に対しての著作権侵害の危険性を挙げている。そして「たとえ拙い作文や落書きのような子どもが描いた絵であったとしても、それが文章や絵として完成していると著作者本人が主観的に判断していれば、法解釈上は著作権が発生することになる。

また、著作権法は年齢による権利の区別を設けていない。つまり、子どもの表現行為であるからといって、発生する権利が大人のそれに劣るわけでもないのである。子どもの作った作品は、大人が作った作品と同じように保護される」<sup>5)</sup>とも述べている。子どもの描いたものに対して許可を取って室内に貼っているのか等、教育・保育現場で日々発生する子どもの著作物に対する著作権について配慮している様子が見えないと、田中は「誰でも著作権者になりうる」ことを良とする現代において、市民に社会性を教えるべく設立された教育・保育現場こそ著作権法を遵守することが必要である」<sup>6)</sup>と主張する。

「子どもの描いたものも著作物であるという意識はあったか」というインタビューの問いに、保育者Cは以下のように答えた。

**【回答5】**

著作物という意識はないが、その子が描いたものだから持って帰らせるとか、勝手に何かしてはいけないという気持ちはある。しかし、著作物という「権利」というところまで考えてはいなかった。

今回のインタビューでは、他にも「子どもの（描いた）思いを大事にしているから（多少のことは）いいじゃないかと思ってしまう」「保育の中で、子どもたちにも権利があるのだと意識していくことは難しい」との答えがあった。保育者が保育の中で、子どもが作成したもの以外の著作物などを使う際に著作権を意識することはあっても、実際に保育の中での子どもの作品に対して、著作物としての意識は薄いというのが現状であろう。運動会などの行事の際に、子どもが描いた絵をいくつか組み合わせ作成されたプログラムをよく目にする。そのような場合にも、子ども自身に「描いた絵をプログラムに掲載していいか」と訊くことで、子どもの思いを大事にすることに繋がるのではないかと考える。

#### Ⅳ. まとめと今後の展望

現行の学習指導要領において、小学校では総則に「情報モラル」の記述があり、指導要領解説においても「情報モラル」の説明として「人権」「知的財産権」をふまえ解説されている。指導要領解説国語編では「著作権」保護の指導についても採り上げられている。また、中学校学習指導要領解説技術・家庭編においても、情報のデジタル化に関連した「著作権を含めた知的財産権」についての指導に関する記述がある。コンプライアンスが強調されている現代において、「著作権」に関する正しい知識を得ることが求められており、教育・保育現場においても、このことを問いかける機会があってもよいのではないかと強く感じている。今回の研究において、保育者は、例外規定の内容を理解した上で著作物など使用する姿勢が求められていると結論づけたい。

今回のインタビュー調査で、「園内なら大丈夫ですが、外に歩かせないでくださいね」というものがあったとしても、どの情報が外に歩いて行くかは実はとても不明確。このことに我々の職種は、良くいえば、おおらか、悪くいえば鈍感なのではないだろうか。もう少し、気を遣わなくてはいけないことが沢山あると思う」という回答もあった。このおおらか、または鈍感という感覚を保育者自身自覚し、人権に対して、（この使い方は）どうなのかと感ずる敏感な感覚を身につけていくことが、保育者の資質向上を目指す上で一つの鍵となるのではないかと感じる。

今後は、保育者が「著作権」を人権として考える機会をいかにして持ち、人権に対しての「感覚」をどのように培っていくべきか、具体的な方策を探ることを課題としていきたい。そして、保育現場における著作権認識のあり方について、今後も問い続けていきたい。

## 付記

本研究は、下記のポスター、口頭発表の内容について、アンケート結果データの再分析、インタビュー回答の再考察をふまえ、再構築したものである。

土橋久美子 (2017) 「保育者は“著作権”を理解しているか? ①—著作権の認知度について—」第70回日本保育者学会ポスター発表

土橋久美子 (2018) 「保育者は“著作権”を理解しているか? ②」第71回日本保育者学会ポスター発表

土橋久美子 (2020) 「保育者は“著作権”を理解しているか? ③—インタビュー調査からみえてくる「感覚」とは—」第73回日本保育者学会口頭発表

## 謝辞

本研究の調査アンケート、並びにインタビュー調査に協力くださった、保育現場の保育者の皆さま、そして各養成校の学生の皆さまに心よりお礼申し上げます。

## 引用・参考文献

- 1) 岡本薫2002「インターネット時代の学校教育と著作権の基本」コンピュータ&エデュケーション Vol. 12 pp.52
  - 2) 改正著作権法第35条運用指針  
<https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishin2020.pdf>  
(一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会 SARTRASサイト、2020年4月16日著作物の教育利用に関する関係者フォーラム作成、2020年9月21日閲覧)
  - 3) 前掲書1) P.55
  - 4) 田中宏和 2016「教育・保育現場における子どもの著作権をめぐる一考察」大学教育論叢 (2) p.16
  - 5) 前掲書4) P.17
  - 6) 前掲書4) P.17
- 大和淳 2007『学校教育と著作権』社団法人 著作権情報センター
- 濱口なぎさ 2011「短期大学における著作権教育への取り組み (第1報)」長崎女子短期大学紀要第35号
- 濱口なぎさ 2012「短期大学における著作権教育への取り組み (第2報)」長崎女子短期大学紀要第36号

竹内達哉、山本光 2013「大学生の著作権教育に関する実践について」日本教育工学会  
研究報告集JSET13-3

高橋摩衣 2014「保育者養成課程における著作権教育」東海楽員大学紀要第7号（通号  
33号）

大和淳 2015「報告『学校における著作権教育のアンケート調査』の結果をどう読むか」  
COPYRIGHT NO.655 VOL.55

文部科学省 2017『小学校学習指導要領（平成29年告示）』東洋館出版社

文部科学省 2017『小学校学習指導要領（平成29年告示）解説総則編』東洋館出版社

文部科学省 2017『小学校学習指導要領（平成29年告示）解説国語編』東洋館出版社

文部科学省 2017『中学校学習指導要領（平成29年告示）解説技術・家庭編』開隆堂出版